

(幼稚園教諭一種免許状) 教育職員免許状取得のための課程

1. 教職課程とは

幼稚園教諭の教職課程は、将来において教育職員（教員）になって、次代の社会を担う子どもたちの育成にたずさわろうとする学生のために、文部科学省の認可を受けてこども教育学科に設置された課程です。大学における教職課程は、正規の学習コースとして位置付けられていますが、卒業のための必須の課程ではありません。したがって、この課程を履修することは、学生の自主的な判断にまかされています。

幼稚園教諭免許状を取得するためには、こども教育学科の卒業に必要な科目の他に、「教育の基礎的理解に関する科目等」「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」として定められた科目の単位を修得しなければなりません。さらに「免許法施行規則に定める特定科目」(憲法・体育・外国語・情報などの関係科目「教育職員免許法施行規則第66条の6関係科目対応表」参照)の履修も義務付けられています。

また、本学では教育実習をおこなうまでに履修条件を定めており、その要件を満たさなければ4年次で教育実習に行くことはできません。

2. 履修上の心構え

所定のすべての単位を修得して幼稚園教諭免許状の交付を受けられても、地方自治体や各私立幼稚園がおこなう教員採用試験に合格しなければ、教員には採用されません。幼稚園教諭免許状を単に資格のひとつとして安易にとらえることは、子どもの教育を軽く考えることになるだけでなく、教育実習先にも多大な迷惑をかける結果となります。特に教育実習では、幼い子どもたちと直接接することになりますので、教育実習生とはいえ、教員同様の慎重な対応が求められます。教職課程履修にあたっては、教員になろうとする強い意志と努力が必要です。実際に教職につくことを希望する人のみが履修するようにしてください。

なお、教職課程の履修には登録が必要です。また、履修を途中で断念する場合は必ず保育・教職支援センターに申し出てください。

3. 教職課程履修者に対する連絡

教職課程履修者への連絡は通常どおり、すべて掲示板等でおこないます。各種説明会に欠席した場合は課程継続の意思がないものと見なします。掲示板等を見ていなかったために欠席した場合も同様に継続意思がないと見なされます。資格に関する掲示等には十分注意してください。

4. 必要な費用

履修科目内での幼稚園見学时や教育実習参加時に、見学先や実習先に対する教育実習委託費や保険料等の諸経費が必要です。また、免許申請時には所定の申請料が必要です。詳細は、説明会、掲示板等でお知らせします。

5. 免許状の種類

本学で取得可能な幼稚園教諭の免許状は、「幼稚園教諭一種免許状」です。

6. 教育実習

(1) 教育実習とは

教育実習は、本学の幼稚園教諭の教職課程に定めるすべての履修条件を満たした人が、4年次におこなう教育現場での実習です。実習先となる幼稚園においては、実際に子どもたちの前に立ってその幼稚園の教育方針にのっとったカリキュラムに基づく教育活動の指導を受け持つとともに、幼稚園のクラス運営や幼児指導、さらにはさまざまな幼稚園内の活動など教員としての仕事全般にわたり実習をおこなうことになります。

したがって、資格取得のみを目的とした中途半端な気持ちで実習に参加することは、受け持つ子どもたちが幼く、その心身に対して十分な配慮が必要とされる幼稚園においては、許されることではありません。幼児に対する責任をよく自覚し、実習先に多大な迷惑をかけることのないように、十分に認識したうえで実習に取り組むようにしてください。

(2) 実習上の留意事項

- ① 実習前および実習期間中は常に体調管理に気を配り、遅刻、欠席をすることのないようにすること。
- ② 実習前に実習先の教育方針、カリキュラム等について把握し、事前に十分な準備をしておくこと。また、実習先の教育実習に関する事前指導は必ず受け、その指示にしたがうこと。
- ③ 幼児の心身の状況には十分配慮し、慎重な対応を心がけること。また、指導教諭とは十分に連絡を取り、相談をして、勝手な判断をしないようにすること。
- ④ 実習先の教育方針にしたがい、すべての仕事に積極的に参加すること。
- ⑤ 実習先ならびに指導教諭には多大な配慮をいただいていることに、常に感謝の念を持って真摯に実習に取り組むこと。

(3) 実習年次および期間について

教育実習は原則として4年次の6～9月に3週間おこないます。ただし、実習先によっては、事前事後の指導等が必要な場合、期間を分けて実習する場合などもあり、実習時期や期間も異なる場合があります。また、小学校・幼稚園の双方の教員免許を希望する場合は、実習先を小学校または幼稚園いずれかから選択することになります。

(4) 実習先について

教育実習は、原則として各自もしくは大学の関連する幼稚園でおこないます。実習先については、受け入れ人数に制限があるだけでなく、受け入れ側の教育方針、指導計画の下に実習が実施されます。したがって、実習期間、配属クラス、勤務体制等については、すべて実習先の指示にしたがわなければなりません。

(5) 実習受け入れの条件

実習生の受け入れに下記のような条件を設けている幼稚園や教育委員会がありますので、必ず事前に各自で確認してください。

- ① 自園の卒業生で、教員志望の明確な者に限る。
- ② 教員採用試験を受験すること、もしくは受験予定のこと。
- ③ 実習期間中の就職活動は認めない。
- ④ 事前に健康診断書を提出すること。
- ⑤ 実習期間中の服装等を決めている。

(6) 実習説明会

3年次の4月に、教育実習の概要や実習先依頼の手続きなどについて説明会をおこないますので、必ず参加してください。

7. 教職課程の流れ（幼稚園教諭免許状取得まで）

年次	時期	スケジュール
1年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教職課程履修希望者対象説明会（オリエンテーション時） ●教職課程履修登録カードの提出
3年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園教諭教育実習説明会（オリエンテーション時） 教育実習の概要、教育実習先への依頼と手続きの流れについて ●教育実習園への依頼・訪問・手続き（7月末まで）
4年次	4月初旬	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園教諭教職課程履修者対象説明会（オリエンテーション時） ●教育実習費等の納入 ●教育実習事前オリエンテーション（実習先にて）
	6～9月	●教育実習（3週間）
	7月～	●教員採用試験（各都道府県）
	11月初旬	●教育職員免許状一括申請説明会
	11月中旬	●教育職員免許状申請代納入
	卒業式当日	●教育職員免許状授与（卒業式終了後、学科控え室にて）

※ 上記以外にも必要に応じて、幼稚園教諭教職課程履修者対象説明会やそれに基づく活動がおこなわれる。

- 学生生活
- 国際交流センター
- 宗教部
- 就職部
- 教育・研究支援センター
- 図書館
- メディアセンター
- 3つの教育方針
- 履修の手引き
- 共通科目
- 国際英語学科 専門科目
- 日本文化学科 専門科目
- 情報メディア学科 専門科目
- こども教育学科 専門科目
- 心理学科 専門科目
- 食文化学科 専門科目
- 管理栄養学科 専門科目
- 看護学科 専門科目
- 口腔保健学科 専門科目
- 取得可能資格一覧
- 教職課程
- 司書教諭 司書課程
- その他資格
- 規則・規程
- キャンパスマップ